

第82期 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 任天堂本社開発棟 7階会議室



郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日)午後5時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

添付書類

事業報告	18
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32

同封の「当社第82期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認ください。
なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

任天堂株式会社

証券コード 7974

株主各位

(証券コード 7974)

2022年6月7日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

任天堂株式会社

代表取締役社長 古川 俊太郎

第82期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席せずに、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市南区東九条南松田町2番地1 任天堂本社開発棟 7階会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第82期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に
対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

議決権行使について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権の行使をご推奨申し上げます。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2022年6月28日(火曜日)
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、
2022年6月28日(火曜日)
午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は38頁をご確認ください。



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(午前9時より受付を開始いたします。)
 また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

- (1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。
- (3) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」ならびに「株式会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 なお、監査等委員会および会計監査人は、上記当社ウェブサイトに掲載された事項を含む監査対象書類を監査しております。
3. 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会当日にご出席されない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) にて掲載する予定ですので、ご参照ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や、厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については、各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33%を配当金総額の基準として発行済株式の総数(期末時点で保有する自己株式数を除く。)で除した金額」または「連結配当性向50%を基準とした金額」(いずれも10円未満を切り上げ)の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1,410円 総額165,423,988,980円

なお、中間配当金として1株につき620円お支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき2,030円(連結配当性向50.2%)となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設け、既存の附則の表記を調整するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第1条 2016年6月29日開催の第76期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)古川俊太郎、宮本茂、高橋伸也、塩田興、柴田聡、Chris Meledandriの6氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会はすべての候補者について適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふるかわ しゅんたろう
古川 俊太郎

再任

生年月日

1972年1月10日生

所有する当社株式の数

500株

第82期における

取締役会への出席状況

12回/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当社入社
2012年 5月	株式会社ポケモン社外取締役
2015年 7月	経営企画室長
2016年 6月	取締役(現在) 常務執行役員 経営統括本部管掌
2016年 9月	グローバルマーケティング室担当
2018年 6月	代表取締役社長(現在)

候補者とした理由

海外子会社や企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、取締役としての実績に基づき、2018年6月より代表取締役社長に就任し、経営の指揮を執っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやもと しげる
宮本 茂

再任

生年月日

1952年11月16日生

所有する当社株式の数

100株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2000年 6月 取締役(現在)
情報開発本部長
2002年 5月 専務取締役
代表取締役(現在)
2015年 9月 フェロー(現在)

候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかはし しんや
高橋 伸也

再任

生年月日

1963年11月9日生

所有する当社株式の数

100株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
2012年 7月 企画開発本部副本部長
2013年 6月 取締役(現在)
企画開発本部長
2015年 9月 企画制作本部長(現在)
開発総務本部管掌(現在)、ビジネス開発本部管掌
2016年 6月 常務執行役員
2018年 6月 専務執行役員(現在)

候補者とした理由

取締役として経験・実績を重ねるとともに、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しおた こう
塩田 興

再任

生年月日

1969年8月7日生

所有する当社株式の数

100株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
2015年 9月 技術開発本部長(現在)
2016年 6月 執行役員
2017年 6月 取締役(現在)
上席執行役員(現在)

候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ハード開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しばた さとる
柴田 聡

再任

生年月日

1962年9月4日生

所有する当社株式の数

100株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
1999年 2月 Nintendo Australia Pty Limited社長
2000年 6月 Nintendo of Europe GmbH社長
2016年 6月 執行役員
2018年 5月 株式会社ポケモン社外取締役(現在)
2018年 6月 取締役(現在)
上席執行役員(現在)
営業本部長(現在)、業務本部長(現在)
企画部・グローバルマーケティング室担当
2020年 9月 グローバルコミュニケーション本部担当(現在)

候補者とした理由

海外マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、海外子会社社長を歴任し、会社経営にも精通しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

クリス・メレダンドリ
Chris Meledandri

再任 社外 独立役員

生年月日

1959年5月15日生

所有する当社株式の数

0株

第82期における

取締役会への出席状況

10回／10回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 Partner of Meledandri/Gordon Co.
 1991年 President of Steel Pictures at Disney Studios
 1993年 SVP of Production of 20th Century Fox
 1995年 EVP of Fox Family Films
 1998年 President of Fox Animation
 2007年 Founder of Illumination Entertainment
 CEO of Illumination Entertainment (現在)
 2021年 当社取締役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

CEO of Illumination Entertainment

候補者とした理由および期待される役割の概要

Illumination Entertainmentの創設者であり、映画プロデューサーとして数々の作品を製作された実績を有しております。企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. Chris Meledandri氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏が代表を務めるIllumination Entertainmentと当社は、共に「スーパーマリオ」アニメ映画の製作プロジェクトに携わっておりますが、本件プロジェクトにおいて、同社と当社グループとの間で現在および将来において金銭の授受や知的財産権の利用許諾等またはその予定はなく、同氏が当社の意向に影響を受ける取引関係または当社が同氏の意向に影響を受ける取引関係はありません。なお、本件プロジェクトは配給開始前であり、当社において収入は現在生じておらず、また、将来において当社が映画配給会社より受け取る収入も、当社直近事業年度の連結売上高の2%以内となる見込みです。また、Illumination Entertainmentが映画配給会社より受け取る収入は、本件プロジェクトに係る契約において事前に定められた条件に従って分配されるものであり、当該収入額の決定に当社は何ら関与するものではありません。
3. Chris Meledandri氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、Chris Meledandri氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2022年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 野口直樹、梅山克啓、山崎正雄、新川麻の4氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

よしむら たくや
吉村 卓哉

新任

生年月日

1958年7月2日生

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 アラビア石油株式会社入社
2000年5月 当社入社、経理部 部長代理
2005年1月 財務部 部長代理
2014年6月 総務部長
2015年9月 総務本部副本部長(現在)
2016年9月 法務部長(現在)
2018年1月 東京支店長(現在)

候補者とした理由

経理、財務、総務、法務等における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。監査等委員として、内部監査部門等との連携や当社の監査・監督体制の強化に資すると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

うめやま かつひろ

梅山 克啓

再任

社外

独立役員

生年月日

1965年7月29日生

所有する当社株式の数

0株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

第82期における

監査等委員会への出席状況

13回／13回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 3 月	公認会計士登録
1999年 7 月	梅山公認会計士事務所開設
1999年 8 月	税理士登録
1999年10月	梅山税理士事務所(現梅山税理士法人)開設
2005年11月	株式会社クラウドディア (現株式会社クラウドディアホールディングス) 社外監査役
2009年 7 月	梅山税理士法人代表社員(現在)
2012年 6 月	当社監査役
2015年11月	株式会社クラウドディア (現株式会社クラウドディアホールディングス) 社外取締役(監査等委員)(現在)
2016年 6 月	当社取締役(監査等委員)(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

梅山公認会計士事務所 所長
 梅山税理士法人 代表社員
 株式会社クラウドディアホールディングス 社外取締役(監査等委員)

Ⅱ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまざき まさお
山崎 正雄

再任

社外

独立役員

生年月日

1956年6月16日生

所有する当社株式の数

0株

第82期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

第82期における

監査等委員会への出席状況

13回／13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 大阪国税局入局
2010年 7月 大阪国税局港税務署長
2016年 7月 大阪国税局東税務署長
2017年 8月 税理士登録
2017年 9月 山崎正雄税理士事務所開設
2018年 6月 当社取締役(監査等委員)(現在)

〈重要な兼職の状況〉

山崎正雄税理士事務所 所長

候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長を歴任し、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しんかわ あさ
新川 麻

再任 社外

生年月日

1965年2月17日生

所有する当社株式の数

0株

第82期における

取締役会への出席状況

11回／12回(91.7%)

第82期における

監査等委員会への出席状況

12回／13回(92.3%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年4月 弁護士登録
西村眞田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所
- 1997年4月 アーノルド・アンド・ポーター法律事務所勤務
- 1998年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2001年1月 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)
パートナー(現在)
- 2019年4月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
- 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現在)
- 2021年6月 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役(現在)

Ⅱ 重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所 パートナー
東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

Ⅲ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任を願っています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏は、社外取締役候補者であり、各候補者の兼職先と当社との間で取引等の関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。なお、新川麻氏については株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出は行いません。
3. 梅山克啓氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終了の時をもって6年となります。
4. 山崎正雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
5. 新川麻氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
6. 当社は、梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2022年6月29日に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

当社取締役会における各取締役の主な専門性・経験は以下のとおりです。(2022年6月29日定時株主総会終結時予定)

取締役	当社事業に対する理解	企業経営	ソフト制作 IP創出	ハード開発 技術研究	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	財務会計 税務	法務 コンプライアンス	経営リスクの 管理
代表取締役社長 古川 俊太郎	●	●				●			●
代表取締役 フェロー 宮本 茂	●		●			●			
取締役 専務執行役員 高橋 伸也	●		●			●			
取締役 上席執行役員 塩田 興	●			●		●			
取締役 上席執行役員 柴田 聡	●	●			●	●			
社外取締役 Chris Meledandri		●	●			●			
取締役(監査等委員) 吉村 卓哉	●							●	●
社外取締役(監査等委員) 梅山 克啓							●		●
社外取締役(監査等委員) 山崎 正雄							●		●
社外取締役(監査等委員) 新川 麻								●	●

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額5億円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただいております。

変動報酬枠に関しましては、報酬総額の上限額を取締役会にて現在は年額8億円以内と決定しており、連結営業利益が4,000億円を超過する部分に対してインセンティブが発生しない状況となっていることもあり、この度、業績に対するさらなるインセンティブ向上を目的として、変動報酬枠を見直し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を次のとおり改定いたしたく、ご承認をお願いするものです。

- ① 固定報酬枠 年額5億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)
- ② 変動報酬枠 連結営業利益の0.2%以内
また、直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値が4,000億円を超過し、かつ支給対象年度における連結営業利益が4,000億円を超過する場合は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)1人あたり直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値から4,000億円を減じた額の0.02%以内の額を追加で支給する。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたしたいと存じます。また、社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成いたします。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)への具体的な支給時期および配分については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)ですが、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)となります。

当該報酬額の改定は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を勘案しつつ、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の内容と併せて、任意の指名等諮問委員会にて審議の上で取締役会において決定しております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は、事業報告(24頁)に記載のとおりですが、本議案および第6号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を17頁【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件」のご承認が得られますと、以下のとおりとなります。

- ① 固定報酬枠 年額5億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)
- ② 変動報酬枠 連結営業利益の0.2%以内
また、直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値が4,000億円を超過し、かつ支給対象年度における連結営業利益が4,000億円を超過する場合は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)1人あたり直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値から4,000億円を減じた額の0.02%以内の額を追加で支給する。
(注)1. 使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。
2. 社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成いたします。
3. 「変動報酬枠 連結営業利益の0.2%以内」の上限額については取締役会において8億円と設定しており、連結営業利益が4,000億円の場合に上限額に達することになります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)ですが、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、年1,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日)における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する金額といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件といたします。

本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」の内容その他諸般の事情を勘案しつつ、任意の指名等諮問委員会で審議の上で取締役会において決定しております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は、事業報告（24頁）に記載のとおりですが、本議案および第5号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を17頁【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員についても、本議案に係る制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他の正当な理由以外の理由により当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定する。

なお、報酬水準等については外部調査機関の報酬調査を参考にするほか、報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において事前に審議し、取締役会に答申する体制とする。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成する。

固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の比率は特段定めていない。

① 固定報酬

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給する。

② 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、取締役会にて決定する限度額の範囲内で、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の時期に支給する。加えて、支給対象年度を含む直近3事業年度の連結営業利益平均値および支給対象年度の連結営業利益のいずれもが株主総会の決議により定められた金額を超過する場合には、株主総会で予め定めた算式により算出した額を加算する。

③ 株式報酬

株式報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会の決議により各取締役の役職に応じて個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給する。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合に解除する。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成する。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給する。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のNintendo Switchビジネスは、ハードウェアでは2021年10月に「Nintendo Switch (有機ELモデル)」を発売し、各地域で好調な販売となりました。「Nintendo Switch」、「Nintendo Switch (有機ELモデル)」、「Nintendo Switch Lite」の3つのモデルがそれぞれバランスよく販売を伸ばし、ハードウェア全体の売上が安定して推移した結果、ハードウェアの販売台数は2,306万台となりました。前期は『あつまれ どうぶつの森』(2020年3月発売)がハードウェアの販売を大きく牽引していたことに対して、当期は半導体部品等の供給不足による影響もあり、前期比では20.0%減となりました。

ソフトウェアでは当期に発売した『ポケットモンスター ブリリアントダイヤモンド・シャイニングパール』が1,465万本、『Pokémon LEGENDS アルセウス』が1,264万本とそれぞれ1,000万本以上の販売を記録しました。また、『マリオパーティ スーパースターズ』が688万本、『ゼルダの伝説 スカイウォードソードHD』が391万本の販売となりました。前期以前に発売したタイトルも好調な販売状況が続いており、『マリオカート8 デラックス』が994万本(累計販売本数4,533万本)、『あつまれ どうぶつの森』が601万本(累計販売本数3,864万本)の販売を記録しました。ソフトメーカー様のタイトルも販売を伸ばし、

(2) 資金調達および設備投資の状況

当期におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社グループ

当期のミリオンセラータイトルはソフトメーカー様のタイトルも含めて39タイトルとなりました。これらの結果、ソフトウェアの販売本数は2億3,507万本(前期比1.8%増)となり、年間ソフトウェア販売本数としては歴代のプラットフォームで過去最大の本数となりました。

ゲーム専用機におけるデジタルビジネスでは、Nintendo Switchのパッケージ併売ダウンロードソフトによる売上が好調に推移したほか、『あつまれ どうぶつの森 ハッピーホームパラダイス』や『マリオカート8 デラックス コース追加パス』などの追加コンテンツも販売を伸ばしました。さらに、ダウンロード専用ソフトやNintendo Switch Onlineによる売上也順調に推移し、デジタル売上高は3,596億円(前期比4.5%増)となりました。

モバイルビジネスでは、多くのお客様に継続してアプリを楽しんでいただいております。また、ロイヤリティ収入も安定的に推移した結果、モバイル・IP関連収入等の売上高は533億円(前期比6.5%減)となりました。

これらの状況により、売上高は1兆6,953億円(前期比3.6%減、うち、海外売上高1兆3,364億円、海外売上高比率78.8%)、営業利益は5,927億円(前期比7.5%減)、経常利益は6,708億円(前期比1.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,776億円(前期比0.6%減)となりました。

全体で167億66百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境においては、世界中の人々の娯楽に対するニーズが高まる中で、技術の進歩とともに娯楽の多様化が進むだけでなく、ゲーム産業への参入企業が増加してきており、競争が一段と厳しさを増しております。

このような環境変化の中で、当社グループは、「娯楽を通じて人々を笑顔にする会社」として、どなたにでも直感的に楽しんでいただける「任天堂独自の遊び」を提供することを目指しております。この独自の娯楽体験を実現するために、ハード・ソフト一体型のゲーム専用機ビジネスを経営の中核に置き、どのような娯楽でも「いつかは必ず飽きられてしまう」という考えのもと、世界中のすべての人々に向けて独創的な商品やサービスの提案を続けてまいります。

そして、この中核のビジネスを持続的に成長させるために、「任天堂IPに触れる人口の拡大」を基本戦略として掲げ、世界中に広く普及するスマートデバイスをはじめ、映像コンテンツやテーマパーク、キャラクターグッズなど、ゲーム専用機以外の分野でもお客様と任天堂IPとの接点を広げることによって、より多くのお客様にゲーム体験にも興味を持っていただくきっかけを作ります。

また、ニンテンドーアカウントを通じて、「ハード・ソフト一体型の遊び」を中心としたさまざまな娯楽体験がプラットフォームの世代を超えてつながる仕組みを構築し、お客様一人ひとりとの接点を強化し、長期的な関係を築くことに取り組みでまいります。

以上の経営戦略に基づき、具体的には次のような施策を

行ってまいります。

Nintendo Switchについては、ハードウェアでは引き続き3つのモデルの魅力をお伝えすることで、販売の勢いを高い水準で維持するとともに、さらなる普及の拡大に努めてまいります。ソフトウェアでは、4月に発売した『Nintendo Switch Sports』に加えて、7月に『ゼノブレイド3』、9月に『スプラトゥーン3』をそれぞれ全世界で発売するほか、「ポケットモンスター」シリーズの最新作となる『ポケットモンスター スカーレット・バイオレット』を2022年冬に発売予定です。また、ソフトメーカー様からもバラエティに富んだタイトルの発売が予定されており、発売済みの人気タイトルに加えて新規タイトルを継続的に投入することで、販売を強化してまいります。

なお、製品の生産や供給に関して、新型コロナウイルス感染症や世界的な需要増が見られる半導体部材を含む部品の調達状況等が影響を及ぼす可能性がございますが、お客様に当社の製品やサービスを楽しんでいただける環境を引き続き提供できるように、必要な措置を講じつつ、事業運営を継続してまいります。

今後も「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切に、時代に合わせて自らを柔軟に変化させながら、当社の強みを活かしたユニークな娯楽を提案することによって持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第79期 2019年3月期	第80期 2020年3月期	第81期 2021年3月期	第82期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高	1,200,560	1,308,519	1,758,910	1,695,344
営業利益	249,701	352,370	640,634	592,760
経常利益	277,355	360,461	678,996	670,813
親会社株主に帰属する当期純利益	194,009	258,641	480,376	477,691
1株当たり当期純利益	1,615円51銭	2,171円20銭	4,032円60銭	4,046円69銭
総資産	1,690,304	1,934,087	2,446,918	2,662,384
純資産	1,414,798	1,540,900	1,874,614	2,069,310
自己資本比率	83.4%	79.7%	76.6%	77.7%
1株当たり純資産額	11,833円91銭	12,933円51銭	15,734円79銭	17,635円60銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
任天堂販売株式会社	300百万円	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe GmbH	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

事業報告

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、スマートデバイス向けのゲームビジネスも展開しております。主な製品は次のとおりであります。

○Nintendo Switch、amiibo

○トランプ・かるた

(7) 主要な拠点

当 社：本社（京都）、東京支店、宇治工場（京都）

子会社：任天堂販売株式会社（東京）、Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe GmbH（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,717名	143名増

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 129,869,000株(自己株式 12,547,022株を含む。)

(3) 株主数 48,329名

(4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	194,104	16.54
(株)日本カストディ銀行(信託口)	63,983	5.45
ジェーピー モルガン チェース バンク 380815	63,741	5.43
(株)京都銀行	48,802	4.16
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	42,109	3.59
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティアー 505234	19,888	1.70
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	18,460	1.57
ジツク プライベート リミテッド シー	17,839	1.52
(株)ディー・エヌ・エー	17,594	1.50
ザ バンク オブ ニューヨーク 134104	14,538	1.24

- (注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
 2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、2022年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として、基準日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割することを決議いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 俊太郎		
代表取締役	宮本 茂	フェロー	
取締役 専務執行役員	高橋 伸也	企画制作本部長 開発総務本部管掌	
取締役 上席執行役員	塩田 興	技術開発本部長	
取締役 上席執行役員	柴田 聡	営業本部長、業務本部長 グローバルコミュニケーション 本部担当	
取締役	Chris Meledandri		CEO of Illumination Entertainment
取締役 (常勤監査等委員)	野口 直樹		
取締役 (監査等委員)	梅山 克啓		梅山公認会計士事務所 所長 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウドディアホールディングス 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	山 寄 正 雄		山寄正雄税理士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	新 川 麻		西村あさひ法律事務所 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 Chris Meledandri氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山寄正雄氏および新川麻氏は社外取締役であり、Chris Meledandri氏、梅山克啓氏および山寄正雄氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、新川麻氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出てはおりませんが、同取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
2. 取締役(監査等委員)梅山克啓氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)山寄正雄氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 Chris Meledandri氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山寄正雄氏および新川麻氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役、執行役員および使用人等からの情報収集および内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、野口直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2021年6月29日開催の第81期定時株主総会において、新たにChris Meledandri氏が取締役に選任され、就任いたしました。
7. 取締役(監査等委員)新川麻氏は、2021年6月29日付で東京電力ホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。
8. 取締役(監査等委員)新川麻氏は、東京大学大学院法学政治学研究所客員教授でありましたが、2022年3月31日付で退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役Chris Meledandri氏、梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の役員であり、保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償請求金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担いたします。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を以下のとおり定めております。決定方針につきましては、任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ごとの報酬限度額を決定しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、固定報酬(定期同額給与)と業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬(利益連動給与)によって構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給しております。

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の時期に支給しております。

固定報酬および業績連動報酬の比率は特段定めておりません。

取締役(監査等委員)の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給しております。

なお、取締役の報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において審議し、取締役会に答申する体制としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額500百万円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動報酬枠に区分して決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）は含まれておりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、各取締役の職責に係る評価を俯瞰的に行うには代表取締役社長が最も適していると判断したため、代表取締役社長 古川俊太郎に対して、取締役（監査等委員を除く）に対する固定報酬の個人別の報酬額の決定を委任しております。当該報酬額の決定に際しては、任意の指名等諮問委員会において事前に審議を行っております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	953 (7)	193 (7)	760 (—)	—	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	61 (28)	61 (28)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 当事業年度の取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容は、任意の指名等諮問委員会が審議の上、取締役会にて決議された決定方針に則り、固定報酬については代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて決定した額を、業績連動報酬については取締役会が定めた算式により算出した額を支給しておりますので、当社取締役会は、決定方針に沿うものと判断しております。
2. 業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、連結営業利益に0.2%を乗じた金額を、取締役会で決定した各取締役の役職に応じたポイントで按分して算出しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 (果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	Chris Meledandri	2021年6月29日就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき発言を行う等、当社経営に対して有益な助言を行っております。当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、客観的立場から当社を監督するという役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員)	梅山克啓	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員)	山寄正雄	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員)	新川麻	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

(注) 上記のほか、取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山寄正雄氏および新川麻氏は任意の指名等諮問委員会に委員として出席しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

PwC京都監査法人 80百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

PwC京都監査法人 116百万円

(注)当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当期の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,126,212
現金及び預金	1,206,506
受取手形及び売掛金	141,087
有価証券	504,385
棚卸資産	204,183
その他	70,147
貸倒引当金	△98
固定資産	536,172
有形固定資産	85,164
建物及び構築物	42,571
工具、器具及び備品	4,498
機械装置及び運搬具	1,477
土地	35,337
建設仮勘定	1,280
無形固定資産	17,315
ソフトウェア	10,241
その他	7,073
投資その他の資産	433,692
投資有価証券	312,663
退職給付に係る資産	8,597
繰延税金資産	87,996
その他	24,434
資産合計	2,662,384

科目	金額
負債の部	
流動負債	540,726
支払手形及び買掛金	150,910
賞与引当金	5,459
未払法人税等	99,520
その他	284,836
固定負債	52,347
退職給付に係る負債	25,063
その他	27,284
負債合計	593,074
純資産の部	
株主資本	2,003,469
資本金	10,065
資本剰余金	15,041
利益剰余金	2,198,706
自己株式	△220,343
その他の包括利益累計額	65,573
その他有価証券評価差額金	33,199
為替換算調整勘定	32,373
非支配株主持分	266
純資産合計	2,069,310
負債純資産合計	2,662,384

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,695,344
売上原価		749,299
売上総利益		946,044
販売費及び一般管理費		353,283
営業利益		592,760
営業外収益		
受取利息	3,317	
持分法による投資利益	26,672	
為替差益	45,626	
その他	3,169	78,786
営業外費用		
支払利息	281	
自己株式取得費用	250	
その他	201	733
経常利益		670,813
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	347	
受取和解金	3,300	3,648
特別損失		
固定資産処分損	73	73
税金等調整前当期純利益		674,389
法人税、住民税及び事業税	200,469	
法人税等調整額	△3,794	196,674
当期純利益		477,714
非支配株主に帰属する当期純利益		22
親会社株主に帰属する当期純利益		477,691

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,566,327
現金及び預金	818,458
受取手形及び売掛金	251,843
有価証券	348,601
棚卸資産	69,364
その他	78,062
貸倒引当金	△2
固定資産	291,257
有形固定資産	55,685
建物	22,297
工具、器具及び備品	1,645
土地	29,302
建設仮勘定	1,256
その他	1,183
無形固定資産	6,937
ソフトウェア	5,985
その他	951
投資その他の資産	228,634
投資有価証券	94,809
関係会社株式	36,364
関係会社出資金	10,419
繰延税金資産	77,550
その他	9,490
資産合計	1,857,584

科目	金額
負債の部	
流動負債	438,383
支払手形及び買掛金	142,321
未払金	28,140
未払法人税等	90,814
前受金	84,380
賞与引当金	5,110
その他	87,616
固定負債	8,754
退職給付引当金	8,155
その他	598
負債合計	447,137
純資産の部	
株主資本	1,376,261
資本金	10,065
資本剰余金	11,584
資本準備金	11,584
利益剰余金	1,574,955
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	1,572,438
固定資産圧縮積立金	26
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	712,412
自己株式	△220,343
評価・換算差額等	34,186
その他有価証券評価差額金	34,186
純資産合計	1,410,447
負債純資産合計	1,857,584

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,437,831
売上原価		746,983
売上総利益		690,847
販売費及び一般管理費		191,322
営業利益		499,525
営業外収益		
受取利息	1,380	
受取配当金	75,688	
為替差益	51,253	
その他	2,460	130,782
営業外費用		
支払利息	32	
有価証券償還損	54	
自己株式取得費用	250	
その他	12	349
経常利益		629,958
特別利益		
投資有価証券売却益	347	
受取和解金	3,300	3,647
特別損失		
固定資産処分損	47	47
税引前当期純利益		633,557
法人税、住民税及び事業税	179,292	
法人税等調整額	△8,244	171,047
当期純利益		462,509

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 (印)
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

任天堂株式会社
取締役会 御中PwC京都監査法人
京都事務所指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 (印)
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

任天堂株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野口 直樹 ㊟

監査等委員 梅山 克啓 ㊟

監査等委員 山嵜 正雄 ㊟

監査等委員 新川 麻 ㊟

(注) 監査等委員 梅山克啓、山嵜正雄及び新川麻は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、インターネットへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

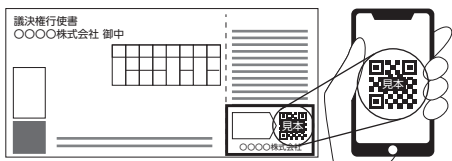
インターネットによる議決権行使期限
2022年6月28日(火曜日)
午後5時まで



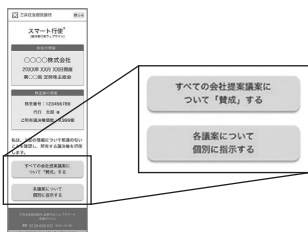
QRコードを読み取る方法 (スマート行使)

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

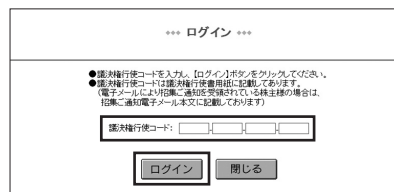
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「議決権行使コード、パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

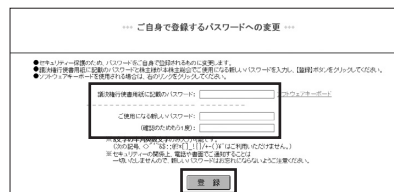
議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 パソコン等から上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120(652)031** (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

任天堂本社開発棟 7階会議室

〒601-8502 京都市南区東九条南松田町2番地1

■受付は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

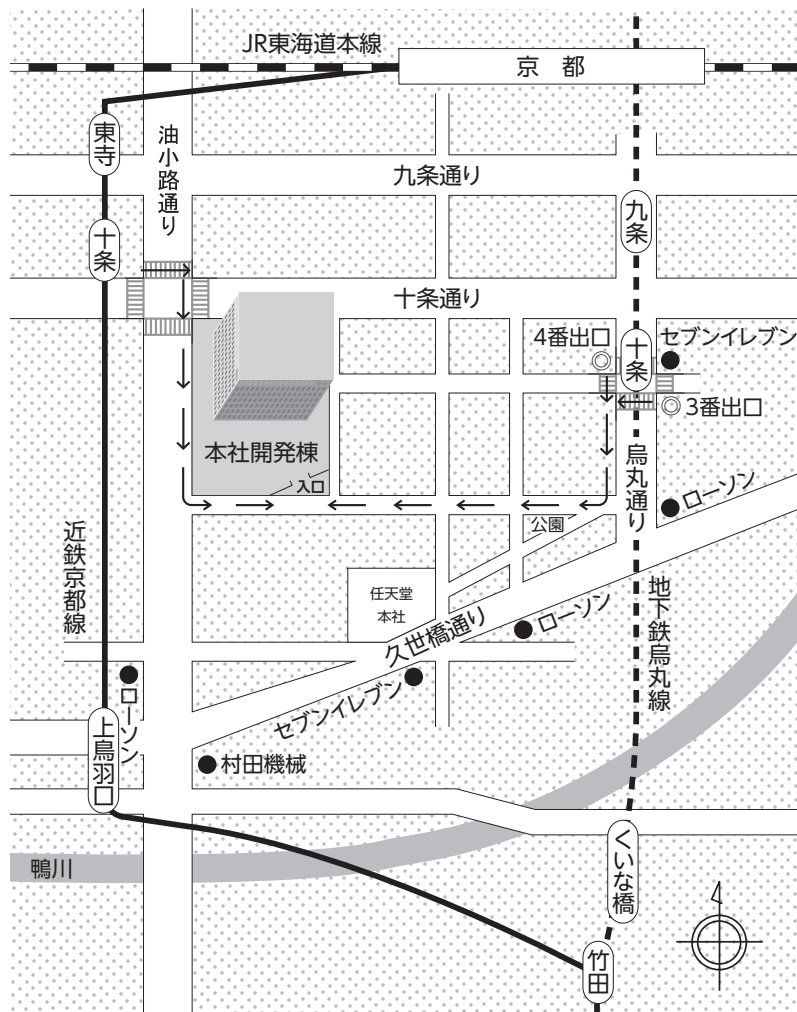
■京都市営地下鉄烏丸線

「十条駅」出口3・4番より徒歩約8分

■近鉄京都線

「十条駅」出口より徒歩約8分

※お車でのご来場はご遠慮ください。



議決権行使書用紙をご返送いただくか、インターネットによる議決権行使のご利用をご検討ください。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

任天堂株式会社

<https://www.nintendo.co.jp/>

